



# 令和7年12月以降の受診について



令和7年12月1日をもって、健康保険証が使用できなくなりました。

令和7年12月2日以降は、マイナンバーカードに健康保険証を利用

登録した「マイナ保険証」を提示してご受診ください。

マイナポータルで「健康保険証」の項目から連携させてください。



## 「みんなで保健室」で保険診療をご利用いただくために

### ✓ マイナンバーカード(マイナ保険証)をご利用の場合

マイナポータルアプリで「資格情報をPDFで保存」のボタンを押してダウンロードしたPDFデータをご登録いただきます。

### ✓ 会員登録時に、健康保険証の画像を登録いただいた方

画像からPDFデータに差し替えていただく必要があります。

「資格情報」のデータを【データ便】▼からアップロードして下さい。  
(下記【データ便】を開く、のリンクから送信)

#### 【データ便】を開く

※別ウインドウが開きます。スマートフォンで操作中の方はご注意ください。

マイナポータル

健康保険証

マイナンバーカードの健康保険証  
利用

資格情報

資格情報をPDFで保存

iPhone (Safari)でのファイル保存方法

医療機関・薬局でマイナンバーカードの読み込み  
ができる場合、この画面もしくは資格情報を  
PDFファイルとマイナンバーカードをセット  
示すと受付ができます。

(注) 行かぬしや転勤等により登録情報に変更があった場合は、表示された有効範  
囲を過ぎた場合、元館への戻りや登録情報変更への合流、お世話登録によ  
る登録情報変更等、なにか場所に、新しい登録情報のPDFファイル  
を保存してください。

### ✓ 70歳以上の方

高齢者受給者証の画像をアップロードしてください。

マイナ保険証の場合はマイナポータルからダウンロードしたPDFに「高齢者受給者の情報」の項目  
が含まれている事をご確認下さい。

### ✓ マイナ保険証をご利用でない場合

資格確認証(黄色いカード)の画像を登録してください。



参考:厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40391.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)

マイナンバーカードの健康保険証利用登録(マイナポータル)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001592012.pdf>